

表1 障害者差別解消法のポイント

ポイント	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体	<p><b>禁止</b></p> <p>不当な差別的取扱いが禁止されています。</p>	<p><b>法的義務</b></p> <p>障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。</p>
民間事業者 (個人事業者・NPOなどの非営利事業者も含む)		<p><b>努力義務</b></p> <p>障害者に対し、合理的配慮を行なうよう努めなければなりません。</p>

この法律では、行政機関などや民間事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。(表1)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)は、すべての人が障害の有無に関わらず、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくるために、平成28年4月1日に施行されました。

**知っていますか？  
障害者差別解消法**

**不当な差別的取扱いの禁止**

障害のある人に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、サービスの提供を拒否すること、場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けるなどの差別的な取扱いを禁止しています。

**× 不当な差別的取扱いの例**

- ・ 車いすを使用していることを理由に入店を断られた。
- ・ 障害があることを告げると、アパートを貸してもらえない。
- ・ 発達障害のある子どもが同伴していることを伝えたと、特に必要ではないのに、障害があることを理由に、来店の際の付き添い者の同行などの条件を付けられた。

**合理的配慮の提供**

障害のある人が利用しづらい設備・施設や制度、障害のある人への偏見など、日常生活や社会生活を送る上での支障があることを社会的障壁と言います。

障害のある人にとって社会的障壁となるものを理解したり、取り除こうという思いやりのある対応



**人にやさしいまち  
人がやさしいまち**

互いに支え合う共生社会を目指して

障害を特別なものと考えるのではなく、相手の視点に立って考え、思いやりであふれる地域をつくるために、自分ができることを一緒に考えてみましょう。

問い合わせ 障害福祉課 (市庁舎1階、☎65・4147)

**大切なのは  
理解すること**

障害の種類や程度などにより、社会的障壁はさまざまです。まずは、どんな障害があっても、その障害によりどんな困りごとがあるのか理解することが大切です(表2)。

障害の種類や程度などにより、社会的障壁はさまざまです。まずは、どんな障害があっても、その障害によりどんな困りごとがあるのか理解することが大切です(表2)。

表2 障害の種類やその特性、合理的配慮の例

障害の種類	特 性	合理的配慮の例
<p>肢体不自由</p>	<p>上肢や下肢に切断や機能障害のある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性マヒの人などがいます。</p> <p>障害の程度や状態により、さまざまな生活上の動きに不自由さがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スロープ、自動ドアなどのハードの整備のほか、移動を手伝うため手を貸す</li> <li>・ 代わりに取る、拾う</li> <li>・ 代筆 など</li> </ul>
<p>視覚障害</p>	<p>全く見えない人と見えづらい人(光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭く視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているように見えるなど)がいます。</p> <p>歩行や読み書き、身の回りのことをするときなど困る場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点字ブロックなどのハードの整備のほか、腕につかまってもらい誘導する</li> <li>・ 読み上げ、点字、代筆</li> <li>・ 具体的な説明 など</li> </ul>
<p>聴覚・言語障害</p>	<p>全く聞こえない人と聞こえにくい人、さらに、言語障害を伴う人とほとんど伴わない人がいます。また、言語障害のある人は、その原因によって、聴覚障害を伴う場合があります。</p> <p>両障害とも、他人とのコミュニケーションなどの社会生活に困難が生じる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文字や絵を利用した情報提供</li> <li>・ 手話、要約筆記、筆談、口話、空書(空中に字を大きく書くそぶり) など</li> </ul>
<p>内部障害</p>	<p>心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能の6種類の機能障害があり、障害によってペースメーカーや人工呼吸器(ベンチレーター)の使用、排泄口(ストマ)の造設、人工透析をしている人、疲れやすく長時間の歩行や作業に困難を抱えている人などがいます。</p> <p>外見からは障害があることが分からない人が多いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号札などによる順番待ち、座って待てる仕組み</li> <li>・ オストメイトトイレ、多目的トイレの設置 など</li> </ul>
<p>知的障害</p>	<p>先天性または出生時などに、脳に何らかの障害を受けたために知的な発達が遅れ、考えること、読み書き、計算、他人とのコミュニケーションなどの社会生活に困難が生じる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルビをふった資料</li> <li>・ 話すときは、ゆっくりと、丁寧に説明</li> <li>・ 具体的な表現、指示 など</li> </ul>
<p>発達障害</p>	<p>自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害(PDD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、脳機能の障害でいくつかの障害が重複していることも多いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丁寧な説明</li> <li>・ 具体的な表現</li> <li>・ 別室を用意する など</li> </ul>
<p>精神障害</p>	<p>統合失調症、気分障害(うつ病)などのさまざまな精神疾患により、精神症状や身体症状、意欲の低下などが見られる場合があります。</p> <p>日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丁寧な説明</li> <li>・ 具体的な表現</li> <li>・ 他人の視線を遮断する仕切り</li> <li>・ 不安を感じさせないよう、穏やかに対応 など</li> </ul>

※ここに記載しているものは、一例です。障害の種類や個人の状態・場面などに応じて、必要となる合理的配慮も変わります。

また、北海道が作成した「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」には、対応例などが分かりやすく紹介されています。北海道や市のホームページで見ることができ、参考にしてください。



▲市ホームページ

**ヘルプマークを  
ご存じですか？**

ヘルプマークは、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることができるマークです。

表面

裏面

◆対象となる人

- ・ 義足や人工関節を使用している人
- ・ 内部障害や難病の人
- ・ 高齢者、妊娠初期の人 など

◆配布先

- ・ 障害福祉課 (市庁舎1階)
- ・ 子育て支援課 (東8南13、保健福祉センター内)

ヘルプマークを見つけたときは、思いやりのある行動をお願いします。

あなたのちょっとした手助けが、障害のある人の安心につながります。